

月見町新川町通り景観形成重点地区の概要

月見町新川町通り景観形成重点地区は、（都）新川町谷川瀬線の拡幅工事に伴い、道路に隣接する建築物が一斉に建て替わることから、市が平成15年8月に景観形成重点地区に指定し、地域の皆様との協働により、地区景観基本計画や地区景観形成基準を定め、個性豊かなまちづくりを推進しています（詳細は市ホームページ参照）。



（地区住民との協議の様子）



【地区景観形成基準】（抜粋）

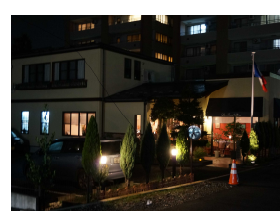
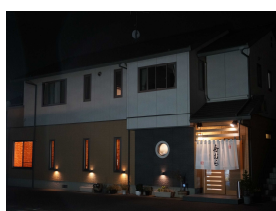
＜建築物の基準＞

- ・ 建築壁面はできるだけ凹凸をつけて影ができるよう工夫しましょう。
- ・ 壁面や勾配屋根の素材は、できる限り自然系素材を用いましょう。また周辺建築と調和した落ち着いた色調としましょう。（以下は現地写真）



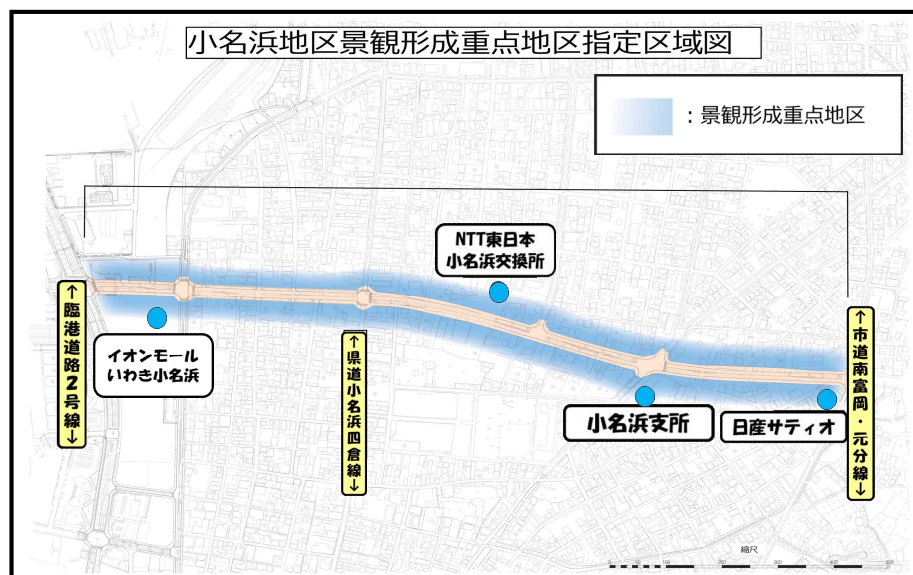
＜あかり（光）の基準＞

- ・ 店舗、ショーウィンドーなどの明かりを積極的に出しましょう。
- ・ 光源は暖かみのある光源色を用いましょう。（以下は現地写真）



小名浜地区景観形成重点地区の概要

小名浜地区景観形成重点地区は、平成 19 年に指定された小名浜花畑地区景観形成重点地区の名称及び区域を変更(延長)し、平成 29 年 12 月に新たに指定したものです。沿道の良好な景観を形成し、港まち小名浜にふさわしい個性豊かなまちづくりを進めるため、小名浜地区景観形成重点地区における景観基本計画及び景観形成基準を定めています（詳細は市ホームページ参照）。



(地区住民との協議の様子)



(現地写真)

【地区景観形成基準】(抜粋)

〈建物等に関する基準〉

- ・ 人にやさしいまちづくりを進めましょう
お店作りに当たっては、バリアフリーやユニバーサルデザインを積極的に取り入れましょう。



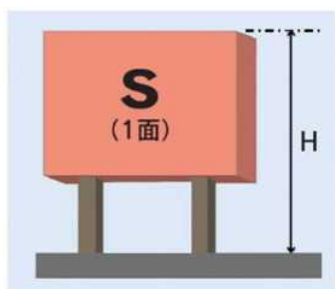
- ・ 夜間も明るく安心安全な街並みをつくりましょう

建物や店舗内の照明は、個店のみが目立つものは避け、店舗内の照明は温かみのあるものを使って安心感を与えましょう。

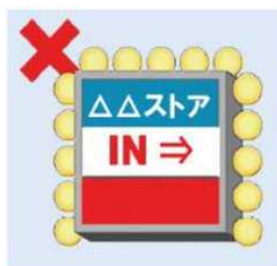


〈広告物の基準〉

- ・ 建植広告物について
高さ(H)は 15m以下、表示面積(S)は1面30㎡以下にしましょう。



- ・ 照明装置について
照明装置は節度のある明るさにし、深夜(営業時間外)は照明装置を消しましょう。

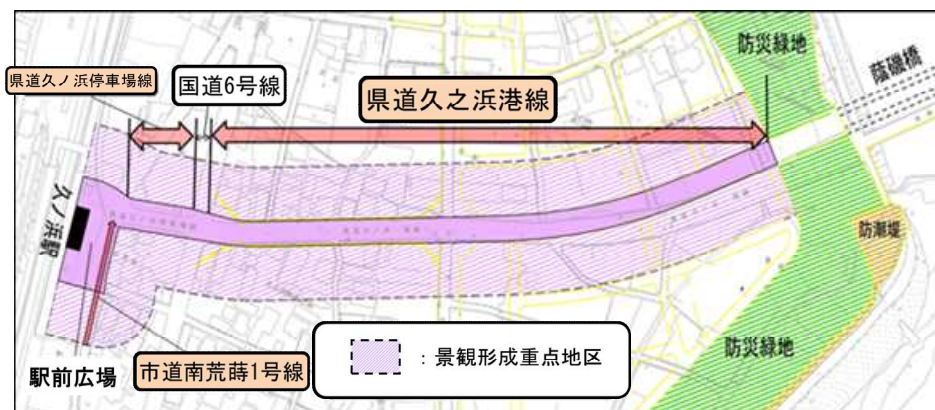


- ・ 映像広告
動きのある映像広告はやめましょう。



久之浜はまかぜロード景観形成重点地区の概要

久之浜・大久地区では、被災した沿岸部において、「統一的な景観・街並みづくり」を復興グランドデザインのテーマの一つに掲げ、港まち久之浜にふさわしい個性豊かな景観まちづくりを進めるため、市は平成 28 年 3 月に久ノ浜駅から県道久之浜港線の蔭磯橋手前までの区域を景観形成重点地区に指定し、地域の皆様との協働により、地区景観基本計画や地区景観形成基準を定めました（詳細は市ホームページ参照）。



(現地写真)

【地区景觀形成基準】(抜粋)

＜建築物の基準＞

- ・ ベースカラーは落ち着いた色調としましょう。
- ・ 建物の壁面の位置は、道路からできる限り後退させるか、やむを得ず後退できない場合は、歩行者等に圧迫感を感じさせないように、できる限り壁面の前面部を生垣や植栽等により修景しましょう

●調和した色使いの例



ベースカラー

○類似色調和

よく似た色彩を使った配色。

○色相調和

色相をそろえトーンに変化をつけた配色。

○トーン調和

トーンをそろえ色相に変化を
をつけた配色。

●道路から後退した建物壁面の例



＜緑化の基準＞

- 敷地の道路側は、高いブロック塀を避け、できる限り生垣又は開放的な構造とし、安全上・防犯上のために柵を設ける場合は、生垣の内側としましょう。
- 物置及び屋外設備機器等は、緑化等により、道路側に対し目立たないようにしましょう。

●生垣や柵の設置例



●屋外設備機器(エアコン室外機)の設置例



今後の取り組みについて

市の良好な景観形成へ向けて、市民の皆様に広く景観まちづくりの必要性を認識していただくことを目的とした景観セミナーをこれまで開催してきましたが、景観条例が施行されて一定期間が経過したことから、これまでの取り組みを総括するとともに条例制定時の外部委員などの意見を聞きながら、今後の取り組み内容について検討して参ります。

また、現在、本市観光拠点である常磐湯本温泉郷を含む湯本駅前地区において、老朽化した多くの公共施設再編や基盤整備の実施、さらには賑わい再生に向けた景観計画や空き店舗のリノベーションなど、市街地の再生に向けて検討を進めているところですが、その中で、歩きたくなる沿道景観の整備について検討している内容を一部ご紹介します。

● 整備のイメージ（案） （沿道における夜間景観の検討）

照明は、夜の街並みを歩いてもらうことを意識し、足元などを優しく灯すような、照射をイメージ



沿道照明の仕様イメージ（案）

- 官民協働により、勉強会などを通じて沿道景観をつくるためのルールづくりを進める
- ガイドラインに基づき、道路、旅館、店舗、住居などに、行燈等の「灯り」を設置し、魅力ある温泉街を演出
- 灯り以外にも必要となる沿道の修景整備についても検討

注：意見交換のための「たたき台」であり、今後の事業進捗に伴い変更となるものです。

素敵な景観教えてください。

「景観いわき」では、みなさんのお勧めする景観を掲載させていただきたいと考えておりますので、是非ご紹介ください。

写真等のデータにつきましては、以下のメールアドレスまで送信ください。

〔編集・発行〕いわき市 都市建設部 都市計画課 景観係
TEL 0246-22-7512 fax 0246-24-4306
Email toshikeikaku@city.iwaki.lg.jp



【市ホームページ】

